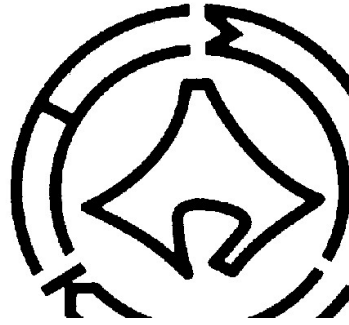


# 定款・内部規定



令和4年版

公益社団法人

静岡県鍼灸マッサージ師会

# 公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の学術振興による技能の向上に努め、もって公衆衛生の普及向上及び社会福祉の増進に寄与することを主たる目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術による治療奉仕
- (2) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧に関する研修及び講座の開催
- (3) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧術の技能の向上及び普及啓発
- (4) はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧業経営の改善に関する調査
- (5) その他目的達成に必要な事業

## 第3章 社員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の社員を置く。

- (1) 正社員 静岡県内に居住又は勤務するはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師であって、この法人の目的に賛同する個人
- (2) 敬老社員 この法人の正社員で前事業年度末までに満75歳に達した者であって、所属の地区代表者を経て理事長に届け出たもの

### (正社員の資格の取得)

第6条 この法人の正社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しくき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、その社員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) この法人の運営に関する重要な事項
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 社員の除名
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎年度5月に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求

することができる。

- 3 理事長は、前項の場合には請求があった日から 10 日以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集する場合には、社員総会の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも社員総会の日から 1 週間前までに、社員に通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第 18 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 12 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、3名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により理事及び監事を解任しようとするときは、その理事及び監事に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、解任の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務執行の対価として、

社員総会において別に定める手当等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、手当等として支給することができる。

（役員 の 損害賠償責任の免除）

第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項の規定により、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

（外部役員 の 責任限定契約）

第 28 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく損害賠償責任額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

（顧問）

第 29 条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 4 名以内の顧問を置く。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

## 第 6 章 理事会

（構成）

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

（招集）

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 各理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

（議長）

第 33 条 理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 この法人の公告は、電子公告の方法で行う。



## 第 10 章 雑則

### (委任)

第 46 条 定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、鈴木和彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 23 年 4 月 1 日 施行

平成 31 年 4 月 1 日 改訂・施行

令和 2 年 5 月 17 日 改訂・施行

令和 4 年 2 月 13 日 改訂・施行

公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会  
内 部 規 程

公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会に下記の規程を設け、事業及び会務の運用に当たる。

1. 組織規程
2. 資産及び会計規程
3. 役員等手当等規程
4. 旅費交通費規程
5. 選挙規程
6. 公益事業実施規程
7. 事務所管理規程

公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会  
組 織 規 程

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会定款第22条第1項及び第2項の規定により、組織及び会務に関する事項を定める。

第2条 この法人の運営を円滑に行なうため、執行部に下記の部局を設置し、各部局長は理事の中から選出し、理事会の承認を経て理事長が任免する。

2 この法人に下記の5局11部を置く。

- |         |         |         |       |
|---------|---------|---------|-------|
| (1) 事務局 | ① 総務部   | ② 庶務部   | ③ 組織部 |
| (2) 財務局 | ① 経理部   | ② 資産管理部 |       |
| (3) 学術局 | ① 学術研修部 | ② 学術研究部 |       |
| (4) 厚生局 | ① 福祉事業部 | ② 健康事業部 |       |
| (5) 広報局 | ① 広報企画部 | ② 情報管理部 |       |

第3条 この法人の諸般の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、総務部、庶務部、組織部を設置し、必要に応じて所要の職員を置く。

3 事務局長は、事務局を統括する。

4 総務部長は、事務処理、社員管理等の業務を行う。

5 庶務部長は、事務局長を補佐し事務局の諸般の業務を掌理する。

6 組織部長は、事務局長を補佐し組織内の諸般の業務を掌理する。

7 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第4条 この法人の会計処理及び資産を管理するため、財務局を設置する。

2 財務局には、経理部及び資産管理部を置く。

3 財務局長は、財務局を統括する。

4 経理部長は、会計処理及び財務諸表の作成管理等の業務を行う。

5 資産管理部長は、財務局長を補佐し財務局の諸般の業務を掌理する。

6 財務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第5条 この法人の技術力の維持確保のため、学術局を設置する。

2 学術局には、学術研修部及び学術研究部を置く。

3 学術局長は、学術局を統括する。

4 学術研修部長は、学術局長を補佐し学術振興及び技能の向上に関する業務を行う。

5 学術研究部長は、学術局長を補佐し学術局の諸般の業務を掌理する。

6 学術局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第6条 この法人の厚生関係事業を円滑に実施するため、厚生局を設置する。

2 厚生局には、福祉事業部及び健康事業部を置く。

3 厚生局長は、厚生局を統括する。

4 福祉事業部長は、厚生局長を補佐し福祉推進事業の諸般の業務を掌理する。

5 健康事業部長は、厚生局長を補佐し健康推進事業の諸般の業務を掌理する。

6 厚生局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が

別に定める。

第7条 この法人の事業活動などを広く社会に周知するため、広報局を設置する。

2 広報局には、広報企画部及び情報管理部を置く。

3 広報局長は、広報局を統括する。

4 広報企画部長は、広報局長を補佐し広報事業の諸般の業務を掌理する。

5 情報管理部長は、広報局長を補佐し情報管理の諸般の業務を掌理する。

6 広報局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第8条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

2 委員会は、総会、理事会、その他の権限を冒すものではないものとする。

3 委員会の委員は、理事会が選任し理事長が任免する。

4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

5 委員の任期は2箇年とする。

第9条 この規程の改廃は総会の承認を得て行なうものとする。

附 則

平成23年4月1日 施行

平成24年4月1日 改訂・施行

令和2年5月17日 改訂・施行

公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会  
資 産 及 び 会 計 規 程

- 第1条 この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会定款第7条及び第36条の規定により、資産及び会計に関する事項を定める。
- 第2条 この規程において会計とは予算、決算、金銭の出納、物品の購入、保管及び管理をいう。
- 第3条 会計に関しては、法令及び定款に定めのあるもののほかは、この規程により一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って行う。
- 第4条 この法人の会費は、正会員は年額 20,000 円とする。
- 2 この法人の敬老社員の会費は年額正社員の 1/2 とし、この法人に関するすべての権利は与えられるものとするが、役職に就くことはできない。
- 3 会費を変更する場合は、総会の承認を得るものとする。ただし、自然災害、その他非常事態により正常な運営が滞る事態が起こった場合、理事会の承認により一時的に会費を減免することができる。
- 4 会費の合計額の 2 分の 1 以上は、公益目的事業会計とする。
- 第5条 この法人を円滑に運営するため会費の納入期限を毎年 6 月末日までと定め、必ず期限内に納入するものとする。
- 第6条 収入支出及び備品の管理は財務局経理部と財務局資産管理部が担当し、収入簿、支出簿、備品台帳を備え、その執行状況を理事会に報告するものとする。
- 第7条 予算の執行は財務局長が行い、10 万円を超えるものについては、理事長の承認を得るものとする。
- 第8条 資産の管理運用は、財務局が担当し理事会に報告するものとする。
- 第9条 支出予算の執行にあたり、理事長がやむを得ないと認めるときに限り、各科目相互間において流用することができる。
- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。

附則 平成 23 年 4 月 1 日 施行  
平成 27 年 4 月 1 日 改訂・施行  
令和 3 年 2 月 14 日 改訂・施行

公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会  
役員等手当等規程

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会定款第26条の規程により手当等の支給に関する事項を定める。

第2条 会議等の出席手当は、理事会、監査会の他、総会において承認された会議等の出席者に、会議日程や会議資料作成および準備作業等の事情を勘案し支給する。

2 会議等の手当では1日2,000円から8,000円とする。

3 理事及び監事が事務所または自宅等において、職務に関する書類等および準備作業に対し、前項規程の範囲内において手当を支給することができる。

第3条 この規程の改廃は総会の承認を得て行うものとする。

附 則

平成23年4月1日 施行

令和4年2月13日 改訂・施行

公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会  
旅 費 交 通 費 規 程

第1条 公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会(以下「本会」という)は、本会の用務のためにかかる旅費及び交通費に関する事項を定める。

第2条 役員の旅費及び交通費の支給を次の通り定める。

2 役員の旅費及び交通費は、理事会、監査会の他関連事業において、用務上出席するために支払われた運賃のうち、理事会で承認されたものについて支給する。

3 支給額は、原則として当該旅客運賃とする。

4 JRの営業距離を基準として、片道75キロメートル以上のときは、新幹線特別急行料金または一般特別急行料金を支給する。

5 目的地が遠隔地のときは、航空料金又は寝台料金並びに船舶料金を支給する。

第3条 役員の出張又は会議出席にあたっての行動費及び日帰りが困難なときは宿泊費を支給する。

2 支給額は、1日につき行動費は2,000円から8,000円とし、宿泊費は10,000円以内とする。

3 前項に規定されている行動費を支給する場合にあっては、本法人役員等手当等規程第2条第2項及び第3項は適応しないものとする。

第4条 社員の旅費及び交通費の支給を次の通り定める。

2 社員が本会が行なう事業に参加するときは、理事会で承認されたものについて旅費及び交通費を支給する。

3 社員が本会が行なう事業に参加するときの旅費及び交通費の支給については、県内においては役員交通費と同様とし、県外のときは、JRの熱海駅もしくは浜松駅を起点として目的駅までとする。

4 支給額は、当該年度の予算及び参加人数等によりその一部または全額を支給する。

第5条 この規程の改廃は総会の承認を得て行なうものとする。

附 則

平成23年4月1日 施行

平成24年4月1日 改訂・施行

平成25年4月1日 改訂・施行

令和4年2月13日 改訂・施行

公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会  
選 挙 規 程

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会(以下「本会」という)定款第20条及び第21条の規定により、選挙等に関する事項を定める。

第2条 役員選挙を行なうため選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設ける。

第3条 前条の委員会の委員は、若干名とし、理事会において選出し総会の承認を得て任命する。

- 2 委員の改選は、役員改選の前年度とする。
- 3 委員長は、委員の互選とする。
- 4 委員の任期は、2箇年とする。ただし再任を妨げない。

第4条 委員会は次の会務を行なう。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補者の受付と候補者氏名の告示
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認
- (4) その他、選挙管理に必要な事項

2 委員会は選挙結果を総会で社員に報告しなければならない。

第5条 立候補の種別及び定数は次のとおりとする。

- (1) 理事 12名(東部・中部・西部地区ごとに、それぞれ4名)
- (2) 監事 2名(うち1名は社員以外より選出することが望ましい)

2 理事の任期は2箇年とし、監事の任期は4箇年とする。

第6条 理事及び監事に立候補する者は、所定の手続をもって、期限までに委員会に届け出なければならない。

- 2 社員は、前項による候補者以外の者をその承認を得て、候補者として推薦することができる。
- 3 同条第1項の立候補者並びに同条第2項の推薦人は、届出書に5人以上の推薦人名簿を添付しなければならない。
- 4 候補者が定数に満たないとき、並びに届け出締め切後辞退等があつて定数に不足を生じたときは、理事会に候補者を推薦させることができる。
- 5 社員以外の監事候補者は、理事会で推薦することができる。

第7条 選挙の告示は決算総会の前60日とする。

2 立候補者の受付期間は30日間とし、候補者氏名の告示は届け出締め切後20日以内に行わなければならない。

第8条 候補者数が定数と同数のときは、無投票により当選したものとする。

第9条 投票は総会出席社員により総会会場で行い、委任表決票と合わせて集計する。

2 投票方法は東部・中部・西部地区ごとに、4名連記で投票する。

第10条 当選は、投票総数の過半数を越えた者で高得票順によって定める。

2 得票数が同数のときは、その者につき決選投票によって定める。

第11条 理事並びに監事に欠員の生じたときは、定時総会又は臨時総会において補充選挙を行なう。

2 補充選挙により選出された理事並びに監事の任期は、前任者の任期満了日までとする。



第 12 条 この規程の改廃は総会の承認を得て行なうものとする。

附則

平成 23 年 4 月 1 日 施行

平成 25 年 4 月 1 日 改訂・施行

公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会  
公益事業実施規程

第1条 公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会は、定款第4条第1項第1号及び第2号に規定されている事業を公益事業と定め実施に関する事項を定める。

1 治療奉仕事業

第2条 本事業は、本会の公益事業1に規定されている事業であり、本会の目的を達成するため実施するもので、合同治療奉仕事業及び地区治療奉仕事業として実施する。

2 合同治療奉仕事業は県内の各協力施術者が協力して実施するもので事業責任者は理事長、若しくは業務執行理事がこれにあたる。

3 地区治療奉仕事業は地区単独、若しくは隣接する地区の協力施術者が協力して実施するもので事業責任者は実施地区代表者がこれにあたる。

4 施術は賠償責任保険加入者がこれにあたり、安全面に充分配慮し、刺激量など適切な施術の提供に努める。

5 施術時間は効果などを考慮し、1人20分以上とする。

第3条 事業実施にあたり、責任者は実施場所が一部の地域に偏らないよう配慮すると共に事業の周知に努める。

第4条 事業の実施にあたり、使用した会場（ホテル等の高額な施設は除く）、用具等の賃借料等及び諸経費（シーツ等の洗濯料）等は、責任者が事業終了後1箇月以内に理事会に申請する。

2 申請を受けた理事会は、これを精査し、定められた期日までに経費を支弁する。

第5条 責任者は、毎事業年度の12月末日迄に以下の事項を理事会に提出するものとする。

- (1) 実施予定日時
- (2) 実施予定場所（会場）
- (3) 対象
- (4) 予定受療者数
- (5) 予定協力施術者数
- (6) 賃借料等の予算額
- (7) その他の実施内容

第6条 責任者は、事業終了後1箇月以内に理事会に以下の事項を提出するものとする。

- (1) 実施日時
- (2) 場所（会場）
- (3) 対象
- (4) 受療者総数及び名簿
- (5) 協力施術者総数及び名簿
- (6) 賃借料等の支払い証明書
- (7) 実施風景写真2枚（裏面に実施地区名及び日時を記入）
- (8) その他の実施内容

第7条 本規程第4条第1項の規定のほか、本事業に協力する協力施術者の実費負担のうち本規定第3項・第4項・第5項については、本人の申請により支給するものとする。

- 2 協力施術者本人が申請用紙に記入し、責任者がとりまとめ事業終了後1箇月以内に理事会に申請する。
- 3 合同治療奉仕事業実施に関する交通費は、居住地の最寄りの鉄道駅から実施場所の最寄りの鉄道駅までの往復乗車運賃とする。
- 4 地区治療奉仕事業実施に関する交通費は、自宅から実施場所までの移動をタクシー使用とし交通費を以下と定め支給する。(片道)
  - (1) ~1,5km= 690円
  - (2) 1,5km~2,5km=1,010円
  - (3) 2,5km~3,5km=1,250円
  - (4) 3,5km~4,5km=1,490円  
(4,5km以上も含む)
- 5 実施時に着用した白衣及びユニフォーム等の洗濯代
  - (1) 上衣 200円以内
  - (2) ズボン 300円以内
- 6 弁当及び飲料代 900円以内
- 7 申請を受けた理事会は、これを精査し、定められた期日までに経費を支給する。

## 2 健康講座事業

第8条 本事業は、本会の公益事業2に規定されている事業であり、本会の目的を達成するため実施するもので、直轄健康講座事業及び地区健康講座事業として実施する。

- 2 直轄健康講座事業は理事会が計画し実施するもので事業責任者は理事長、若しくは業務執行理事がこれにあたる。
- 3 地区健康講座事業は地区単独、若しくは隣接する地区が計画し協力して実施するもので事業責任者は実施地区代表者がこれにあたる。
- 4 直轄健康講座の講師については、本規程第15条の規程に準ずるものとする。
- 5 地区健康講座の講師は社員があたり、講師料等は無報酬とする。

第9条 事業実施にあたり、責任者は実施場所が一部の地域に偏らないよう配慮すると共に事業の周知に努める。

第10条 事業の実施にあたり、使用した会場(ホテル等の高額な施設は除く)、用具等の賃借料等及び諸経費(資料等の印刷料)等は、責任者が事業終了後1箇月以内に理事会に申請する。

- 2 申請を受けた理事会は、これを精査し、定められた期日までに経費を支弁する。

第11条 責任者は、毎事業年度の12月末日迄に以下の事項を理事会に提出するものとする。

- (1) 実施予定日時
- (2) 実施予定場所(会場)
- (3) 予定受講者数

(4) 予定講師及び協力者数

(5) 賃借料等の予算額

第12条 責任者は、事業終了後1箇月以内に理事会に以下の事項を提出するものとする。

(1) 実施日時

(2) 実施場所（会場）

(3) 受講者総数及び名簿

(4) 講師及び協力者名簿

(5) 賃借料等の支払い証明書

(6) 実施風景写真2枚（裏面に実施地区名及び日時を記入）

第13条 本規程第4条第1項の規定のほか、本事業に協力する講師及び協力社員の実費負担については、本規程第7条第3項・第4項・第5項の規定と同じとし、本人の申請により支給するものとする。

2 協力社員本人が申請用紙に記入し、責任者が事業終了後1箇月以内に報告書と共に理事会に申請する。

3 申請を受けた理事会は、これを精査し、定められた期日までに経費を支給する。

### 3 東洋療法セミナー事業

第14条 本事業は、本会の公益事業3に規定されている事業であり、本会の目的を達成するため実施する。

2 本事業は、理事会が東洋療法セミナー実行委員会に内容等の計画案を諮問し答申を受け、内容及び開催場所等を理事会で決定するもので事業責任者は理事長、若しくは業務執行理事がこれにあたる。

3 事業実施にあたり、公告等事業の周知に努める。

第15条 事業の実施にあたり、講師は外部から招き講師料等の報酬は以下に定める。

(1) 医師 80,000円以内

(2) 大学・大学院教授及び医学博士 70,000円以内

(3) 東洋療法学校及び専門学校教諭 50,000円以内

(4) 臨床鍼灸師及び各種臨床医療従事者 30,000円以内

2 但し、特別著名な講師を招く場合においては、前項の規定に拘わらず理事会は予算等を勘案し報酬金額を決定することができる。

3 講師の交通費は、居住地の最寄りの鉄道駅から実施場所の最寄りの鉄道駅までの往復乗車運賃とし、新幹線特別急行運賃または一般特別急行運賃とする。

新幹線の利用が可能な場合は新幹線乗車運賃とする。

第16条 責任者は、毎事業年度の1月末日迄に以下の事項を理事会に提出するものとする。

(1) 実施予定日時

(2) 実施予定場所（会場）

(3) 実施予定講師及び演題

(4) 予定受講者数

- (5) 予定事業協力者数
- (6) 賃借料等の予算額
- (7) 必要器材

第17条 責任者は、事業終了後1箇月以内に理事会に以下の事項を提出するものとする。

- (1) 実施日時
- (2) 実施場所（会場）
- (3) 講師及び演題
- (4) 受講者総数及び名簿
- (5) 事業協力者総数及び名簿
- (6) 賃借料等の支払い証明書
- (7) 実施風景写真4枚（裏面に実施日時を記入）

第18条 事業の実施にあたり、運営を行なう担当役員及び委員に交通費を支給することができる。

2 支給額は本会旅費交通費規程第2条第4項及び第4条第3項の規定に基づくものとする。

第19条 この規程の改廃は総会の承認を得て行なうものとする。

附 則

平成24年4月1日	施行
平成25年4月1日	改訂・施行
平成26年5月18日	改訂・施行
令和2年5月17日	改訂・施行

公益社団法人静岡県鍼灸マッサージ師会  
事務所管理規程

第1条 本法人の定款第2条の規程に基づき、主たる事務所を静岡県静岡市に設置する。

2 主たる事務所は静岡市（以下事務所という）と定め管理に関して規程する。

第2条 事務所は、公益事業会議、理事会、委員会等の会議の他、重要書類、本法人が所有する機器、器具、機材の保管に使用する。

第3条 事務所の管理は、理事が行い、理事長は管理責任者として保管に努め、副理事長及び事務局長が管理者として、これを補佐する。

第4条 事務所は地区代表者の申請により、使用目的が本法人の定款第3条に規程されている目的を達成するための使用と認められた場合、管理責任者及び管理者の承諾により使用することができる。

2 事務所の1回の使用料金は3,000円とする。

3 定員は20名以内とし、備品等は大切に扱い、事務所内の電子機器、保管書類、保管物には触れてはならない。

4 本条第1項の規程により使用する場合、理事1名以上の同席を必要とする。

第5条 前条第1項の規程により、事務所を使用した場合、使用に拘わる一切の責任は使用者がこれを負うものとする。

第6条 この規程の改廃は総会の承認を得て行なうものとする。

附 則

平成25年4月1日 施行

令和2年5月17日 改訂・施行